



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則 (昭和38年和歌山県規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>条例第5条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定により課税免除の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により通知しなければならない。</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

低開発地域工業開発地区における

税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は

代表者氏名

生 年 月 日

個人番号又は法人番号

電 話 番 号

和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
計		円	

同上設備の敷地である土地	取 得 年 月 日	工場用建物 着 工 年 月 日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	計			m ²

各月末現在の従業者の数及び基準数値

月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
同上設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上設備に係る事務職員等の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人

事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)

/

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 5 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 工場建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第123号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>条例第5条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、<u>別記第2号様式による通知書により通知しなければならない。</u></p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

近畿圏の都市開発区域における

税不均一課税申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は

代表者氏名

生 年 月 日

個人番号又は法人番号

電 話 番 号

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
計		円

同上設備の敷地である土地	取得年月日	工場用建物 着工年月日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	計			m ²

各月末現在の従業者の数及び基準数値

月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
操業開始の日を含む事業年度又は年 A	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
その前事業年度又は前年 (年 月 日 ~ 年 月 日) B	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
増加雇用者数 ① - ②												人	

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 順次採用の場合にあつては、A欄には、採用後の事業年度又は年の従業者の数及び基準数値を、B欄には、採用前の事業年度又は年の従業者の数及び基準数値を記載し、対象となる事業年度又は年を括弧内に記載すること。
- 5 季節により稼働の状況が異なる場合にあつては、A欄には、操業開始後の最盛期の従業者の数及び基準数値を、B欄には、操業開始の日直前の最盛期の従業者の数及び基準数値を記載すること。
- 6 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 7 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 不動産取得税又は県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて不均一課税の申請をする年度を含む。）に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 工場建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類
 - イ その他県税事務所長が必要と認める書類

(和歌山県自動車税証紙等規則の一部改正)

第3条 和歌山県自動車税証紙等規則(昭和45年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

証紙等売りさばき人指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

自動車税証紙及び軽自動車税(環境性能割)証紙等売りさばき人の指定を受けたいので、和歌山県自動車税証紙等規則第5条の規定により申請します。

記

売りさばき所所在地

別記第2号様式 (第5条関係)

(その1)

証 紙 等 買 受 申 込 書

年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき人 住 所
氏 名

次のとおり証紙を買い受けたいので申請します。

種 類	数 量	金 額
円	枚	円
計		

(その2)

証 紙 等 買 受 申 込 書

年 月 日

和歌山県知事 様

証紙等売りさばき人
住 所
氏 名

次のとおり始動票札を買い受けたいので申請します。

額 面 金 額	数 量	合 計 金 額
円	枚	円

別記第3号様式 (第6条関係)

証紙等取扱手数料請求書

年 月 日

請求金額 _____ 円

下記の内容に係る証紙等取扱手数料 (_____ 年度 _____ 月分) として上記金額を請求
 します。

和歌山県知事 _____ 様

証紙等売りさばき人

住 所

氏 名

記

1 請求内訳

(1) 証紙の買受けに係るもの

	証紙の種類	数 量	金 額
当 月 中 に 買 い 受 け た 証 紙 の 内 訳	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
当月中に買い受けた証紙 の券面金額の合計額	①		円
当年度中に買い受けた証 紙の券面金額の合計額	②		円

(2) 証紙印の押印に係るもの

証紙代金収納計器表示額		摘要
当月末における計器の表示額	③	円
前月末における計器の表示額	④	円
当月中における誤表示による払戻額	⑤	円 (件数)
当月分押印金額の合計額 (③-④-⑤)	⑥	円
当年度分押印金額の合計額	⑦	円

2 証紙等取扱手数料請求額

証紙等取扱手数料算出基礎額(①+⑥)	⑧	円
当年度中に買い受けた証紙の券面金額及び当年度分押印金額の合計額(②+⑦)	⑨	円
⑧のうち100分の1の率の適用を受ける額	⑩	円
⑧のうち100分の0.5の率の適用を受ける額	⑪	円
⑧のうち100分の0.25の率の適用を受ける額	⑫	円
証紙等取扱手数料請求額		
$⑩ \times \frac{1}{100}$	⑬	円
$⑪ \times \frac{0.5}{100}$	⑭	円
$⑫ \times \frac{0.25}{100}$	⑮	円
合計 (⑬+⑭+⑮)	⑯	円
請求額合計 (⑯ $\times \frac{110}{100}$)		円

別記第4号様式 (第11条関係)

(その1)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

証 紙 等 交 付 申 請 書

次のとおり証紙の交付を申請します。

種 類	数 量	金 額	備 考
円	枚	円	
計			

(その2)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

証 紙 等 交 付 申 請 書

次のとおり計器始動票札の交付を申請します。

額 面 金 額	数 量	合 計 金 額	備 考
円	枚	円	

別記第5号様式 (第11条関係)

(その1)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

証 紙 等 返 納 書

下記の理由により証紙を返納します。

記

1 返納理由

2 返納数量

種 類	数 量	金 額	備 考
円	枚	円	

(その2)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

証 紙 等 返 納 書

下記の理由により計器始動票札を返納します。

記

1 返納理由

2 返納数量

額 面 金 額	数 量	合 計 金 額	備 考
円	枚	円	

別記第6号様式 (第12条関係)

証 紙 等 受 払 管 理 簿

種 類	買受 交付 返納	年月日	額面金額	数 量	合計額	取扱者	受領者 (返納者)	摘 要
	買受 交付 返納		円	枚	円			
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							

※年月日欄には、買受、交付又は返納の該当項目に○をすること。

摘要欄には始動票札番号及び計器番号を記載し、返納の場合には理由等を記載すること。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第12条関係)

(その1)

(売りさばき人用)

証 紙 等 受 払 月 計 表 (年 月分)

種 類	繰 越	受 入	払 出	廃 棄	残 高
10,000円証紙	枚	枚	枚	枚	枚
5,000円証紙					
3,000円証紙					
1,000円証紙					
500円証紙					
300円証紙					
100円証紙					
50円証紙					
30円証紙					
10円証紙					
金 額 (円)					

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

担当者職氏名

(その2)

(売りさばき人用)

証紙等受払月計表 (年 月分)

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

担当者職氏名

(その3)

(売りさばき機関用)

所属長	係

証紙等受払月計表(年 月分)

種類	繰越	受入	払出	廃棄	残高
10,000円証紙	枚	枚	枚	枚	枚
5,000円証紙					
3,000円証紙					
1,000円証紙					
500円証紙					
300円証紙					
100円証紙					
50円証紙					
30円証紙					
10円証紙					
金額 (円)					

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

担当者職氏名

(その4)

(売りさばき機関用)

所属長	係

証紙等受払月計表 (年 月分)

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

担当者職氏名

別記第9号様式 (その3) 及び (その4) を次のように改める。

(その3)

証 紙 等 受 払 報 告 書

年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

次のとおり 月分を報告します。

種	類	受	高	払	高	残	高
	円		枚		枚		枚
	計						

(その4)

証紙等受払報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長

次のとおり 月分を報告します。

証紙代金収納計器表示額			摘 要
計 器 の 額	今 月 末	ア	円
	前 月 末	イ	円
	差引(ア-イ)	ウ	円
ウのうち誤表示による廃棄額	エ		(件数) 円
今 月 分 表 示 額 (ウ-エ)	オ		円

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和62年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>条例第5条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(申請手続) 第2条 条例第5条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により通知しなければならない。</u></p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

半島振興対策実施地域における

税不均一課税申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は

代表者氏名

生 年 月 日

個人番号又は法人番号

電 話 番 号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
計		円	

同上設備の敷地である土地	取得年月日	工場用建物着工 (取得)年月日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	計			m ²

各月末現在の従業者の数及び基準数値

月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
同上設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上設備に係る事務職員等の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人

事業税不均一課税の割合 ① / (①+②+③)

/

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 5 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 工場建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

(和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成3年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続) 第2条 条例第4条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>条例第4条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知</u>しなければならない。</p>	<p>(申請手続) 第2条 条例第4条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により承認又は不承認の通知を</u>しなければならない。</p>

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

総合保養地域重点整備地区における

税不均一課税申請書

県税事務所長 様

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は

代表者氏名

生 年 月 日

個人番号又は法人番号

電 話 番 号

和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

新設 施設	所在地													
	名 称													
	種 類													
新設 設備	減価償却資産 の 種 類	事業の用に供した 年 月 日			取 得 価 額			床面積		特別償却 の 有 無				
		年 月 日			円			m ²						
		年 月 日			円			m ²						
	計				円			m ²						
同上設 備の敷 地であ る土地	取 得 年 月 日	施 設 着 工 年 月 日			所 在 地				面 積					
	年 月 日	年 月 日							m ²					
	年 月 日	年 月 日							m ²					
	年 月 日	年 月 日							m ²					
計								m ²						
各月末現在の従業者の数及び基準数値														
月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
操業開始の日 を含む事業年 度又は年 A	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
その前事業年 度又は前年 (年 月 日 ~ 年 月 日)B	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
増加雇用者数 ① - ②									人					

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設施設の種類」欄には、次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること。
スポーツ・レクリエーション施設（具体的な施設名）
教養文化施設（具体的な施設名）
休養施設（具体的な施設名）
集会施設（具体的な施設名）
例 スポーツ・レクリエーション施設（庭球場）
- 3 「新設設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 4 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあっては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 5 順次採用の場合にあっては、A欄には、採用後の事業年度又は年の従業者の数及び基準数値を、B欄には、採用前の事業年度又は年の従業者の数及び基準数値を記載し、対象となる事業年度又は年を括弧内に記載すること。
- 6 季節により稼働の状況が異なる場合にあっては、A欄には、操業開始後の最盛期の従業者の数及び基準数値を、B欄には、操業開始の日直前の最盛期の従業者の数及び基準数値を記載すること。
- 7 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により、次のいずれかにより算定し記載すること。
 - (1) 原則
 - ①欄 操業開始後の従業者数
 - ②欄 操業開始前の従業者数
 - (2) 順次採用の場合
 - ①欄 採用後の従業者数
 - ②欄 採用前の従業者数
 - (3) 季節により稼働の状況が異なる場合
 - ①欄 供用開始後の最盛期の連続する6か月の末日の従業者数の平均値
 - ②欄 供用開始の日直前の最盛期の連続する6か月の末日の従業者数の平均値
- 8 当該施設に係る業務の全部又は一部を委託し、委託された者が雇用した従業員がある場合は、括弧内書すること。
- 9 この申請書には、法人税又は所得税の特別償却明細書の写し、当該施設の位置図、施設内配置図、施設の各階平面図、設備配置図、その他県税事務所長が必要と認める書類を添付すること。

別記第2号様式 (第3条関係)

(その1)

総合保養地域重点整備地区における

税不均一課税通知書

新設施設	所在地					
	名称					
不動産取得税	区分	年度	納税通知書番	基本税額	軽減税額	差引納付税額
	家屋			円	円	円
	土地			円	円	円
県固定資産税	年度	納税通知書番	基本税額	軽減税額	差引納付税額	
			円	円	円	
<p>年 月 日付けで申請のあった(決定した) 税不均一課税については、上記のとおり決定(変更)したので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>						
お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

(その2)

総合保養地域重点整備地区における

税不均一課税不承認通知書

新 設 施 設	所在地		
	名 称		
税 目	税	納税通知書番号	
年 度			
<p>年 月 日付で申請のあった 税不均一課税については、 下記理由により不承認としたので、和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特 別措置に関する条例施行規則（平成3年和歌山県規則第10号）第3条の規定により通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
理 由			
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌 日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請 求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この 処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者と なります。）提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後で なければ提起することができないこととされていますが、①審査請求が あった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ない でも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

(和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (平成20年和歌山県規則第61号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

促進区域における 税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地
 氏名又は法人名
 法人の場合は
 代表者氏名
 生 年 月 日
 個人番号又は法人番号
 電 話 番 号

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した家屋等	取得年月日	事業の用に供した年月日	取得価額	床面積
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
計			円	m ²

同上家屋等の敷地である土地	取得年月日	家屋着工(取得)年月日	所在地	面積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
計				m ²

地域経済牽引事業計画承認日 年 月 日

主務大臣確認日 年 月 日

設置した対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額	
種類	取得価額
家屋	円
構築物	円
上記家屋又は構築物の敷地である土地	円
合計	円

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した家屋等」欄及び「同上家屋等の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあっては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 不動産取得税の課税免除の申請をする場合又は和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例第3条に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）につき初めて同条例第1条に規定する県固定資産税の課税免除の申請をする場合
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 事業用建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条の確認を受けたことを証する書類
 - ク その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) (1)以外の場合
 - ア 申請する年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 申請する年度においても減価償却資産を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の確認を受けた事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成27年和歌山県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

地方活力向上地域における 税 課税免除
不均一課税 申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地 _____
 氏名又は法人名 _____
 法人の場合は
 代表者氏名 _____
 生 年 月 日 _____
 個人番号又は法人番号 _____
 電 話 番 号 _____

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定の日	年 月 日
-------------------------	-------

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類	移転型・拡充型
------------------------	---------

新設し、又は増設した 特別償却設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
計	/	円	/

同上特別償却設備の敷地である土地	取得年月日	特定業務施設着工 (取得)年月日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	計	/	/	m ²

各月末現在の従業者の数及び基準数値

月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基 準 数 値
同上特別償却設備に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上特別償却設備以外に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人

事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)

/

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類」欄は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第1項第1号に該当する場合は「移転型」を、同項第2号に該当する場合は「拡充型」を○で囲むこと。
- 3 「新設し、又は増設した特別償却設備」欄及び「同上特別償却設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 4 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあっては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 5 「各月末現在の従業者の数及び基準数値」欄は、計画の種類が移転型の場合のみ記載すること。
- 6 「同上特別償却設備以外に係る従業者の数」欄には、新設し、又は増設した和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する特別償却設備を含む事務所又は事業所で当該特別償却設備に係る従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 7 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 8 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除又は不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 特定業務施設の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。